

社会福祉法人 井筒会の役員及び評議員の報酬に関する規程

評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。また理事及び監事の報酬についても定款第21条に従い、平成29年6月22日の評議員会に於いて第2号議案で決議したとおり無報酬とする。

附則、この規程は平成29年8月10日の評議員会の決議以降より施行する。

社会福祉法人井筒会 評議員に対する費用弁償に関する規程

社会福祉法人井筒会の運営に際し評議員会開催の必要がある場合は、当法人の出席を求めています。その折の旅費交通費相当分の支払いについて、下記の通り定めるものとする。

記

1. 支給事項

- ・ 評議員会開催時 定時評議員会及び臨時評議員会開催時
- ・ 評議員選任・解任委員会開催時

2. 支給金額

旅費・交通費相当分として、一律 3, 0 0 0 円を支給する。

3. 支給対象者

社会福祉法人井筒会の評議員及び評議員選任・解任委員会に出席する評議員選任・解任委員とする。

4. 支給区分

社会福祉法人井筒会の本部勘定で支出する。

附則

この規程は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人井筒会 理事・監事に対する費用弁償に関する規程

社会福祉法人井筒会の運営に際し理事会開催の必要がある場合は、当法人への出席を求めています。その折の旅費交通費相当分の支払いについて、下記の通り定めるものとする。

記

1. 支給事項

- ・ 理事会開催時

2. 支給金額

旅費・交通費相当分として、一律 3, 0 0 0 円を支給する。

3. 支給対象者

社会福祉法人井筒会の理事及び監事

4. 支給区分

社会福祉法人井筒会の本部勘定で支出する。

附則

この規程は平成 2 9 年 6 月 2 7 日から施行する。